

議案第31号 令和8年度霧島市一般会計予算に対する附帯決議について

上記の議案を、霧島市議会会議規則(平成17年議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和8年3月26日提出

提出者

霧島市議会議員 山口仁美

賛成者

霧島市議会議員 町田和己

大坪元気

渡邊理慧

渡邊圭章

香山二郎

植山太介

野村和人

藤田直仁

久保史睦

川窪幸治

前島広紀

議案第 31 号 令和8年度霧島市一般会計予算についての附帯決議(案)

令和8年度一般会計予算における月額報酬会計年度任用職員については、教育部や保健福祉部などを中心に、約 340 名が配置される予定となっております。本予算においては、これらの職員の勤務時間を、すべての職種において一律に 45 分短縮し、1 日 7 時間とすることを前提とした予算計上がなされております。この中には、学校司書や養護教諭などの代替性の低い専門職種も含まれており、実際の業務ニーズと勤務時間との間に乖離が生じる可能性や、行政サービスの低下が懸念されるところであります。

この課題については、市長及び執行部においても認識されており、予算審査の中では、令和8年度途中で対応していく旨の答弁がなされました。しかしながら、予算審査時点においては、すべての対象職種の業務量調査及び調整は未了であり、執行に当たっては慎重な対応が求められる状況にあります。したがって、議会全体として認識を共有し、執行機関に対する意思を明確に示すため、改めて附帯決議として付し、予算執行に当たっては、下記の事項に十分留意されるよう強く求めるものであります。

記

一、月額報酬会計年度任用職員の行う業務に係る予算執行に当たっては、業務内容を精査し、必要に応じて適正な報酬が支払われるよう十分留意するとともに、住民サービスの水準が低下することのないよう、十分配慮すること。

一、代替性のない職種及び専門的業務に従事する職員については、フルタイム化も含め、勤務形態の在り方について改めて検討すること。

以上、決議とする。

令和 8 年 3 月 26 日
霧島市議会